



大地申第24号

8月2日 3回目 ③

「JR東労組に対する嫌悪感を持った行為で、お客様と地域の皆さまの信頼を失う行為を直ちに改め、信義誠実の原則のもと健全な労使関係の確立を求める」緊急申し入れ交渉開催

【主な議論内容・確認事項】

大宮車掌区の技術指導担当車掌について議論！

組合：大宮車掌区で今年度 20 名の新人車掌が配属されたが、脱退者 17 名、他労組 3 名で東労組の技術指導担当が誰もいない、組合への嫌悪感、不当労働行為ではないか。

会社：決して東労組への嫌悪感ではない。指定は任用の基準で行っている。

組合：さいたま車掌区ではこの間、他労組含めて意図してまんべんなく技術指導担当車掌を決めてきている。意図してやらなければ、大車のようにならない。

会社：どのような基準でやっているのかを示すことは出来ない。組合所属で判断していない。

組合：我々もデータを把握している、任用の基準でというならそこに「東労組は外す」と入っているとしか思えない。現場で、なぜ外されたのか本人が分かる。コミュニケーションがなければモチベーションが下がる。理由をしっかりと職場で伝えてるべきである。それがなければ嫌悪感、不当労働行為となる。

会社：大車の指定は嫌悪感でやっている訳ではない。前回ついていて外された方のモチベーションが下がるのは分かる。そこをフォローする体制は必要だ。

今後の技術指導担当車掌の指定を注視していきます！

社友会の勤務時間中の活動について議論

組合：勤務時間中に社友会の活動を管理者や一般社員が、会社のパソコンでメール等を行っているという声が多くあがっている、問題ではないか？

会社：会社としては把握していないが、社員が自発的に行っているもので会社が関与するものではない。

組合：会社のパソコンで勤務時間中に社友会の活動のメールを行っている。会社は認めているのか。

会社：社友会であろうが、個人であろうが使い方の問題で、業務で適切か適切でないか判断する。

組合：勤務時間中に社友会の情報をメールで管理者の名前で送信している。勤務時間中にやって良いのかという声上がっている。勤務時間中に社友会の活動をして良いのか！

会社：会社のパソコンは業務に関して使うもの、勤務時間中に業務外のことはよくない。適切でない。

組合：就業規則で問題だと指摘するべき、なぜ社友会の活動だけ寛容になるのか？会社の備品でカラー印刷してコミュニケーションボードに掲示している、勤務時間中にやっている。放置されている。

会社：社友会の事を業務中にやるのはよくないこと。そのようなことがあれば注意していく。

勤務時間中に社友会の活動を認めた場合は注意指導していくことを確認！